

スーパーマーケット・トレードショー出展者選定要領

(公財)栃木県産業振興センター

(趣旨)

- 1 この要領は、販路の開拓・拡大等を目的として、フードバレーとちぎ推進協議会がスーパーマーケット・トレードショーに参加する場合の、出展者及び出品物を選定するに当たっての基準等を定めるものとする。

(出展者の資格)

- 2 出展者は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) フードバレーとちぎ推進協議会の会員であること。
 - (2) 全国に向けての販路拡張に熱心であること。
 - (3) 他の出展者と共同して栃木県をPRできる事業者であること。
 - (4) 開催期間中、商談担当者が自社ブースに常駐できる者であること。
 - (5) スーパーマーケット・トレードショーの出展要領等に定められた条件を満たす者であること。
 - (6) 栃木県として出展することが適当と認められる者であること。

(出品物)

- 3 出品物は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 前項に定める出展者が、原材料に県産農産物を使用し、又は製造若しくは加工の最終段階を県内で行い、自社製品として販売するものであること。
 - (2) 製造に当たっての許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていることを証明できる製品であること。
 - (3) 出品物と説明書・カタログ等に記載された内容等が一致するものであること。
 - (4) 前項に定める出展者が、取引の促進及び販路の拡張を推進しようとしている製品であること。
 - (5) 食品関連法規等を遵守している出品物であること。
 - (6) スーパーマーケット・トレードショーの出展要領等に定められた条件を満たすものであること。
 - (7) 栃木県として出展することが適当と認められること。

(出展者選定に係る必要書類)

- 4 出展申込みに当たっては、出展申込書に、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 出品物のカタログ又は写真等
 - (2) 会場において来場者に配布するパンフレット等

(3) その他必要と認めるもの

(出展の決定)

- 5 書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により出展が適当であると認めたときは、出展を認める旨の決定を行い出展申込者に通知するものとする。但し、出展小間数等により出展者数を制限することができる。

(その他)

- 6 この要領に定めるもののほか、出展者の選定に係る必要事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年 7月 3日から適用する。

この要領は、平成30年 6月13日から適用する。